

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 第二条第三項の法人を定める政令案」等について

1．国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条 第三項の法人を定める政令案の概要

(1) 趣旨

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「法」という。）において、各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、国の定める基本方針に従い、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならず（法第 6 条）、また、毎年度終了後、遅滞なく、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとされている（法第 8 条）。

本政令案は、法第 2 条第 3 項の規定に基づき、法の対象となる「独立行政法人等」に該当する独立行政法人及び特殊法人を定めるものである。

(2) 政令の概要

法の対象となる「独立行政法人等」として、自動車検査独立行政法人等 100 の独立行政法人と日本私立学校振興・共済事業団等 10 の特殊法人を定める。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人、日本法律支援センターについては、独立行政法人との類似性を踏まえ、法における独立行政法人等と同様の取扱いをすることとし、それぞれ、国立大学法人法施行令、総合法律支援法施行令を改正して定める。

具体的な対象法人は、次頁のとおり。

2．国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の施行 期日を定める政令案について

法附則第 1 項の規定により、法の施行期日については、法の公布日（平成 19 年 5 月 23 日）から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日とされている。本政令案は、施行期日を平成 19 年 11 月 22 日とするものである。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令案で対象となる独立行政法人等一覧

・独立行政法人

自動車検査、奄美群島振興開発基金、医薬基盤研究所、医薬品医療機器総合機構、宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技術研究基盤整備機構、海技教育機構、海上技術安全研究所、海洋研究開発機構、科学技術振興機構、家畜改良センター、環境再生保全機構、教員研修センター、空港周辺整備機構、経済産業研究所、原子力安全基盤機構、建築研究所、航海訓練所、工業所有権情報・研修館、航空大学校、交通安全環境研究所、高齢・障害者雇用支援機構、港湾空港技術研究所、国際観光振興機構、国際協力機構、国際交流基金、国際農林水産業研究センター、国民生活センター、国立印刷局、国立科学博物館、国立環境研究所、国立健康・栄養研究所、国立高等専門学校機構、国立公文書館、国立国語研究所、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立女性教育会館、国立青少年教育振興機構、国立大学財務・経営センター、国立特別支援教育総合研究所、国立美術館、国立病院機構、国立文化財機構、雇用・能力開発機構、産業技術総合研究所、自動車事故対策機構、住宅金融支援機構、種苗管理センター、酒類総合研究所、情報処理推進機構、情報通信研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、森林総合研究所、水産総合研究センター、水産大学校、製品評価技術基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、造幣局、大学入試センター、大学評価・学位授与機構、中小企業基盤整備機構、駐留軍等労働者労務管理機構、通関情報処理センター、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、電子航法研究所、統計センター、都市再生機構、土木研究所、日本学術振興会、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本原子力研究開発機構、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、日本万国博覧会記念機構、日本貿易振興機構、日本貿易保険、年金・健康保険福祉施設整理機構、農業環境技術研究所、農業者年金基金、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、農林水産消費安全技術センター、福祉医療機構、物質・材料研究機構、平和祈念事業特別基金、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、北方領土問題対策協会、水資源機構、緑資源機構、メディア教育開発センター、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、理化学研究所、労働安全衛生総合研究所、労働者健康福祉機構、労働政策研究・研修機構、年金積立金管理運用

(名称中、「独立行政法人」は略)

・特殊法人

日本私立学校振興・共済事業団、沖縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫、日本中央競馬会

以上のほか、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本法律支援センターについては、独立行政法人との類似性を踏まえ、法における独立行政法人等と同様の取扱いをする。